

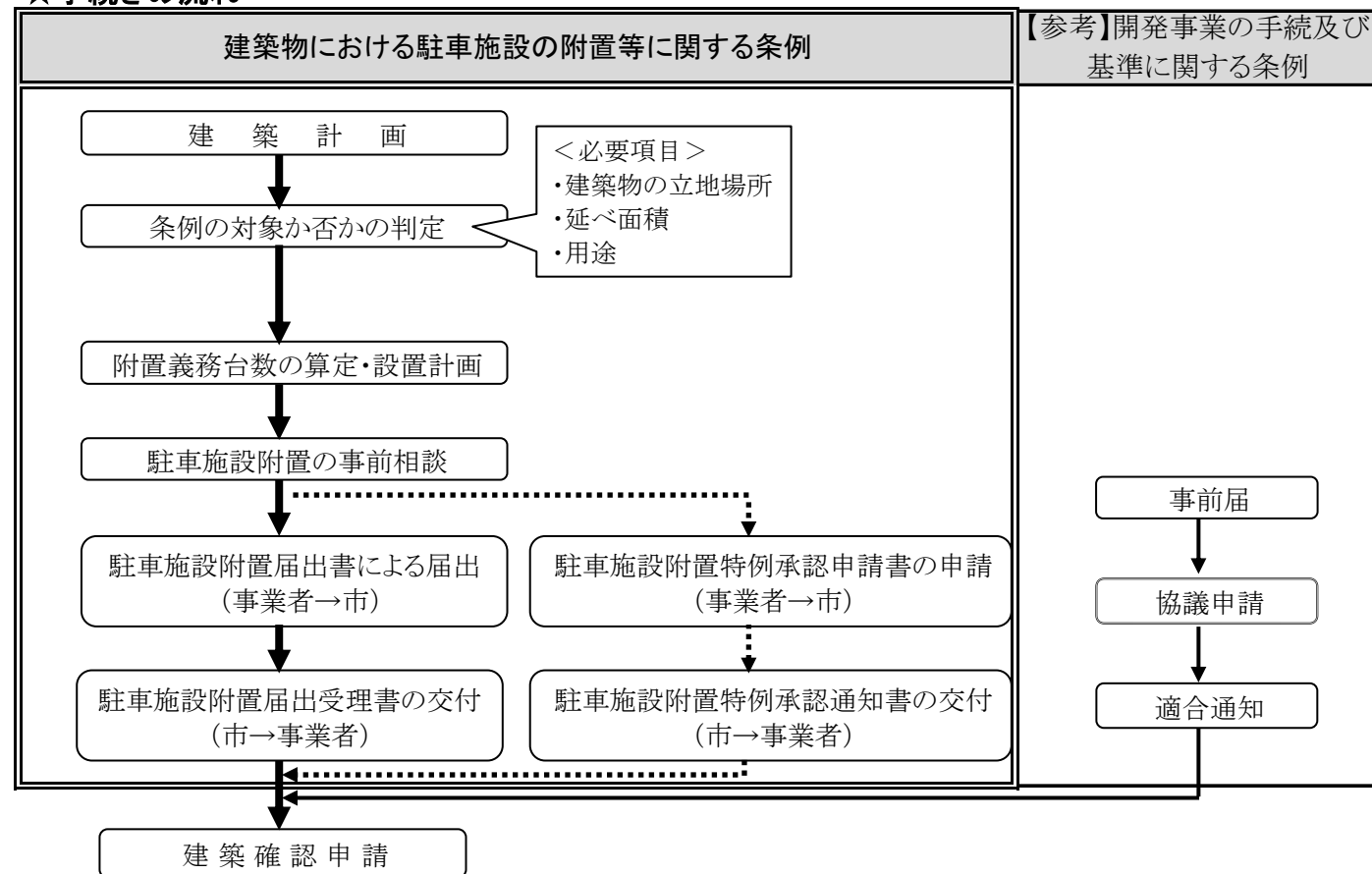
「大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の概要

条例施行:平成 6年4月1日
(改正:平成25年7月1日)
(規則改正:平成30年7月1日)
(改正:令和8年10月1日)

この条例の対象となる建築物については、原則としてその建築物又はその建築物の敷地内に定められた規模以上の駐車施設の設置が義務付けられます。建築確認申請前に届出や承認が必要となりますので、新築・増築等の計画にあたってはあらかじめ担当窓口へご相談ください。この条例による附置義務駐車施設は来客や来訪のためのものです。

なお、このほかに「開発事業の手続及び基準に関する条例」においても、駐車施設について協議を行う必要があります。

★手続きの流れ



1 条例の適用区域

駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域

※駐車場整備地区は都市計画で大和駅周辺のみを指定しています。

※複数の地域地区や区域外に属する場合は、敷地が最も大きな面積を占める区域に建築物があるものとみなします。

2 条例の対象となる建築物

(特定用途部分の床面積) + (非特定用途部分の床面積) × 0.5…<算定式1> が2,000㎡を超える建築物

※共同住宅は、駐車場法施行令で規定する特定用途ですが、条例第4条により適用を除外しています。また、寄宿舍、下宿、長屋についても、規則第2条により適用を除外しています。

※ただし、共同住宅、長屋等は、「開発事業の手続及び基準に関する条例」において駐車施設の設置基準があります。

■特定用途は、駐車場法施行令第18条の用途で(1)商業系と(2)業務系の2つに区分します。

(1) 商業系特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、病院

(2) 業務系特定用途：事務所、卸売市場、倉庫、工場

■非特定用途は、特定用途以外の用途

3 附置義務基準

商業系特定用途	業務系特定用途	非特定用途
300㎡に1台	400㎡に1台	600㎡に1台

4 附置義務台数の算定

(1)新築の場合

商業系特定用途・業務系特定用途・非特定用途の各用途部分の床面積をそれぞれの附置義務基準面積で割って得た数値の合計の台数

(2)増築・大規模の修繕等の場合

増築・大規模の修繕等の前後に建築物がそれぞれ新築されたものとみなしたときに必要とされる台数の差

$$\text{増築・大規模の修繕等後の附置義務台数} - \text{増築・大規模の修繕等前の附置義務台数} = \text{増築・大規模の修繕等による附置義務台数}$$

※当条例における「大規模の修繕等」とは、用途変更を伴う大規模の修繕及び大規模の模様替をいいます。

5 1台あたりの駐車スペースの規模

	規 模	台 数
(1)普通車用	2.5m×6.0m以上	附置義務台数の30%以上
(2)小型車用	2.3m×5.0m以上	(1)を除いた附置義務台数
(3)車いす使用者用	3.7m×6.0m×(はり下の高さ)2.3m以上	(1)の内数で、少なくとも1台で、規則第5条(※1)に定める台数

(※1)規則第5条

附置義務台数	車いす使用者駐車施設の台数
200台以下	附置義務台数×2%
200台超	2台 + 附置義務台数×1%

6 特例措置

(1)延べ面積6,000㎡未満の建築物の駐車台数の緩和（裏面※1参照）

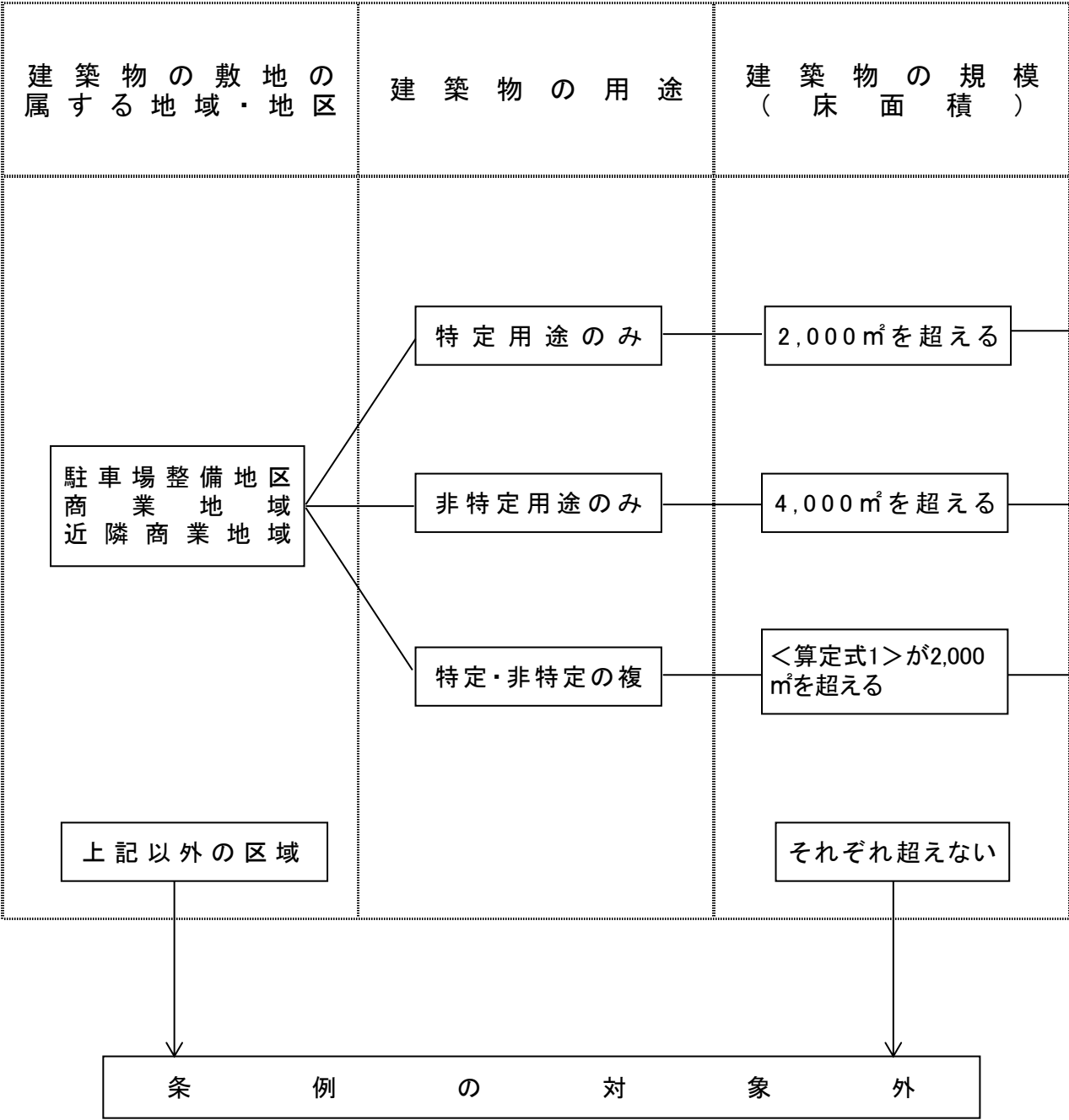
(2)事務所用途部分の床面積が10,000㎡を超える建築物の床面積の通減(裏面※2参照)

7 廃止届

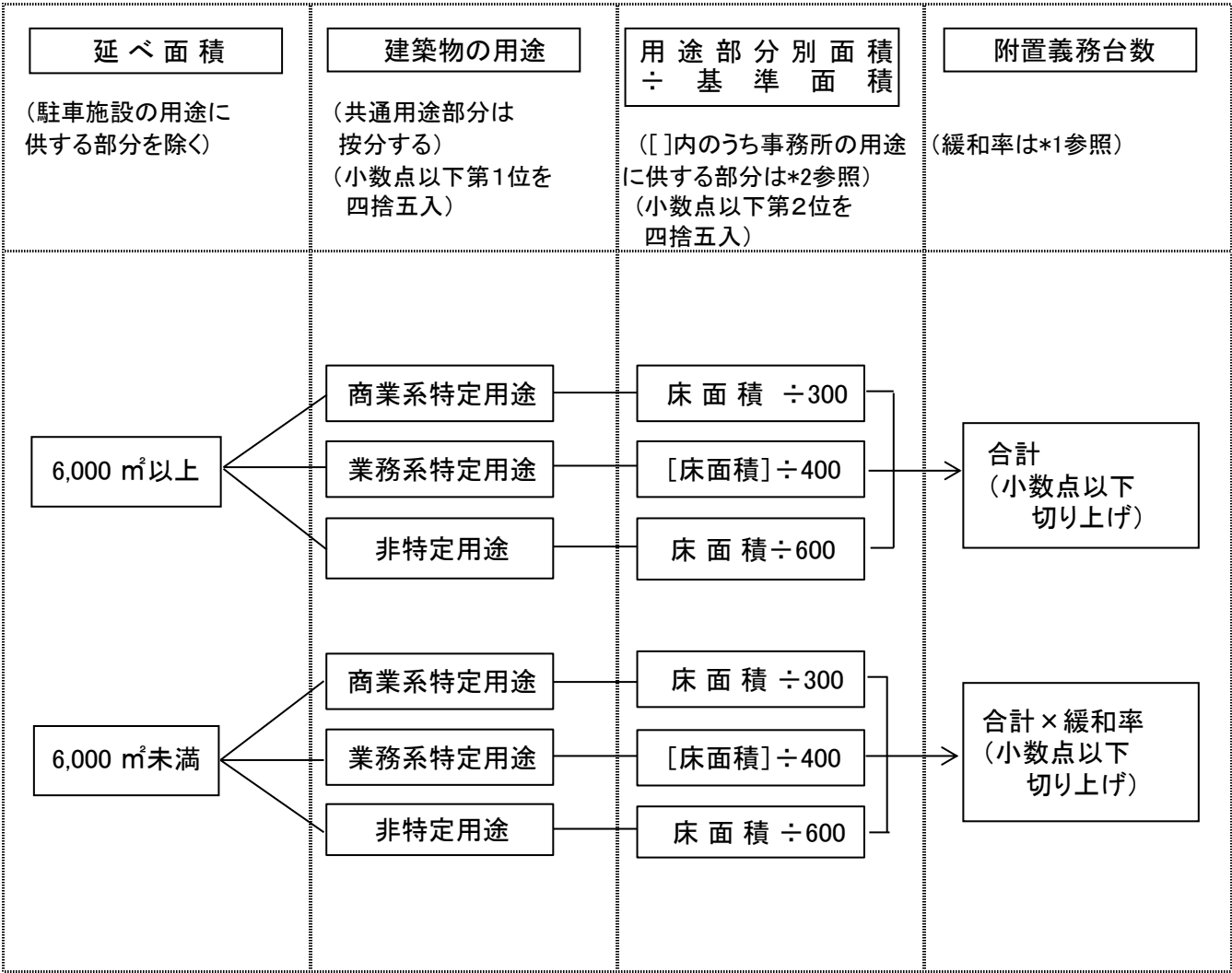
附置の届出を行った駐車施設を廃止したときは、10日以内に廃止の届出が必要です。

問合せ先
まちづくり部 まちづくり計画課 開発指導係
TEL 046-260-5430(本庁舎4階)

条例対象・対象外判定フロー



附置義務台数算定フロー



* 1 6,000㎡未満の場合の緩和率算定式 (↓緩和率は小数点以下第4位を四捨五入)

$$1 - \frac{2,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{延べ面積})}{<\text{算定式1}> - 2,000\text{㎡} \times \text{延べ面積}}$$

* 2 10,000㎡を超える事務所の用途部分の床面積には次の式で求めた逓減面積で算定する。

(10,000㎡を超える 50,000㎡以下の部分の面積) × 0.7 (50,000㎡を超える 100,000㎡以下の部分の面積) × 0.6 (100,000㎡を超える部分の面積) × 0.5	→ 合 計 = 逓 減 面 積 (フローの「用途部分別面積」以降の計算で用いる)
--	---

(↑逓減面積は小数点以下第1位を四捨五入)